「介護老人福祉施設」

重要事項説明書

１．施設経営法人

(1)	法人名	社会福祉法人 あかね
(2)	法人所在地	尼崎市神田北通１丁目２番地
(3)	電話番号及びＦＡＸ番号	TEL 06-7670-2288　FAX 06-6430-0450
(4)	ホームページ URL	http://e-akane.com
(5)	代表者氏名	理事長　松本　真希子
(6)	設立年月日	平成 7 年 3 月 24 日

２．利用施設

(1)	施設の種類	指定介護老人福祉施設 平成 12 年 6 月 1 日指定 県 2874001189 号
(2)	施設の名称	銀の櫂
(3)	施設の所在地	兵庫県姫路市網干区興浜 907-202
	＜交通機関＞	山陽電鉄「網干」駅より車で 10 分
(4)	電話番号及びＦＡＸ番号	TEL 079-272-5555　FAX 079-272-7775
(5)	施設長氏名	名田　真由美
(6)	開設年月日	平成 12 年 6 月 1 日
(7)	施設の概要	建物の構造　鉄筋コンクリート 地上 4 階建て 敷地面積　3516.59 平米 （延べ床面積）3489.22 平米（特養のみ）
(8)	主な設備等	居室数　個室　24 室　（指定基準以上） 多床室　14 室　（指定基準以上） 浴室　一般浴槽兼車いす特殊浴槽　/　特殊機械浴槽
(9)	入所定員	70 名

３．事業の目的

社会福祉法人あかねが設置運営する特別養護老人ホーム銀の櫂（以下「施設」という。）において実施する指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

４．運営の方針

（１）施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

（2）施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。

（3）施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（4）施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（5）施設は、指定介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

５．施設の職員体制

職	職　務　内　容	人員数
施設長 (管理者)	1　従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2　法令等において規定されている施設の職員に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤　１名
医師	入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	非常勤　１名
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	常勤　１名 (生活相談員兼務)
生活相談員	入居者の入退居、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	常勤　１名 （介護支援専門員兼務）
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	常勤換算３名以上

機能訓練指導員	入居者の状況に適した機能訓練、手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ、心理的機能、身体機能の低下を防止するよう努めます。	常勤 1 名以上
介護職員	入居者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	常勤換算 21 名以上
管理栄養士（栄養士）	食事の献立、栄養計算等入居者に対する栄養指導等を行います。	常勤 1 名以上
その他職員	事務等、その他業務を行います。	常勤 1 名以上

＊職員の配置については指定基準以上を遵守しております。

６. 利用料等の受領

（1）施設は、指定介福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働省の介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを入居者より受けます。

（2）施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に、入居者から支払を受ける利用料の額と、介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定します。

（3）施設は前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入居者から受ける事ができます。

①食費、特別食費

②居住費

③理美容代、新聞代、テレビ等の使用負担分

④レクリエーションの材料費等

⑤指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。

⑥施設は、前各号に掲げる費用の額に係る施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者及び家族の同意を得るものとします。

７. 施設サービスの内容及びその他の費用について

施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された施設介護サービス計画に基づいて提供される施設サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とします。

(1) 提供するサービスの内容について

①施設介護サービス計画書の作成

②日常生活への支援

食事（朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 間食 15：00～ 夕食 18：00～）

入浴（または清拭：週２回）

排せつ・機能訓練・栄養管理・口腔衛生・健康管理・自立支援等

③レクリエーション・行事　等

(2) 利用料金

入居者は要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める料金表に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

(3) 利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 介護保険料に未納がある場合には、自己負担が全額（１０割負担）になることがあります。

② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて入居者の負担額を変更します。

③ 介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収します。

④ 外泊については期間中、全食とらない日数分の食事に係る自己負担額は利用料金から差引くこととします。

⑤ サービス利用料金は１ヶ月ごとの請求とします。

・ゆうちょ銀行自動引落：毎月２５日に指定口座から自動引落。残高不足の場合月末日に再引落。引落手数料１０円は入居者負担。但し、引落日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

・集金代行自動引落：毎月２７日に指定口座から自動引落。引落手数料８８円は入居者負担。残高不足であっても、引落手数料は請求します。

・振込：月末日までに下記口座に振込にて支払います。振込手数料は入居者負担。

三菱ＵＦＪ銀行　尼崎駅前支店　　普通預金　0100922 名義人　社会福祉法人あかね

・現金：月末日までに施設窓口にて支払います

。

８．サービス利用料等の変更について

介護保険制度の改正等によりサービス利用料等の変更があった場合、又は重要事項説明書が変更された場合は、入居者に対し変更となる内容について文書により通知し、入居者の署名を得ることで変更とします。

９．入退居にあたっての留意事項

(1) 入居対象者は、原則介護度 3 以上の方が対象となります。

(2) 入居時に要介護認定を受けている方であっても、入居後に要介護認定者ではなくなった場合は退居していただくことになります。

(3) 退居に際しては、入居者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し、適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

(4) 入居に際しては、医師の診断書が必要です。又、感染症を有し、他の入居者に重大な影響を与えるおそれがあるなどやむを得ない場合には、治癒するまで入居を延期することがあります。

１０．緊急時等における対応方法

入居者の体調悪化等の緊急時は速やかに医師や家族への連絡をとり適切な対処をします。事業所において、サービス提供を行っている際に入居者の病状の急変が生じた場合は主治医（嘱託医）及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

協力医療機関

ファミリークリニックあぼし	内科
おくのクリニック	心療内科
医療法人味木会　太子病院 /　医療法人松藤会　入江病院	総合病院
医療法人社団けんこう会　つだ歯科	歯科

ただし、協力医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

１１．衛生管理等について

食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。また、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症対策委員会の開催、衛生管理にかかる研修や訓練を行います。

１２．業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、施設サービス提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

１３．非常災害対策

当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。また、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行い、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

１４．事故発生時の対応方法について

(1) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

(2) 事故発生または再発防止に向けた指針を整備し、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、状況及び事故に際しての処置や対応を記録します。また、その分析を通じた改善策についての研修を行い、再発防止に努めます。

(3) 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１５．損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償します。ただし、その損害の発生について入居者に故意又は過失があり、入居者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

なお、損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

１６．サービス提供に関する相談・ご意見について

提供した指定介護福祉施設サービスに係る入居者及びその家族からの相談及びご意見を受け付けるための窓口を設置します。

(1) 当施設における相談の受付

受付時間　　１０：００～１７：００（月～金）

担　　当　　相談責任者　　：　名田　真由美（施設長）

施設担当窓口　：　三城　一歩　（施設相談員）

電話　　０７９－２７２－５５５５

第三者委員　　大森　剛　（弁護士）

西村　恭子（社会福祉法人あかね評議員）

電話　０６－７６７０－２２８８（法人本部）

(2) 行政機関その他の相談受付機関

○兵庫県国民健康保険団体連合会

所在地　神戸市中央区三宮町１－９－１８０１

電話番号　０７８－３３２－５６１７

受付時間　８：４５～１７：３０（月～金）

○姫路市役所介護保険課　所在地　姫路市安田４丁目１版

電話番号　０７９－２２１－２９２３

受付時間　９：００～１７：００（月～金）

○たつの市役所健康福祉部高年福祉課

所在地　兵庫県たつの市龍野町富永 1005-1

電話番号　０７９１－６４－３１５５

受付時間　９：００～１７：１５（月～金）

○太子町生活福祉部さわやか健康課

所在地　兵庫県揖保郡太子町老原１０２－１

電話番号　０７９－２７６－６７１５（介護保険係）

受付時間　９：００～１７：１５（月～金）

１７．秘密の保持と個人情報の保護について

(1)施設及び従業者は、施設サービスを提供するにあたって知り得た入居者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩することはありません（守秘義務）。ただし、入居者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。

(2)施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。また、施設が得た入居者の個人情報については、施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとします。

(3)この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

１８．サービス提供の記録

(1)施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その諸記録は完結した日から５年間保存します。

(2)入居者は、事業者に対して保存される施設サービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）

(3)入居に際して入居年月日及び施設名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

１９．虐待の防止について

施設は、入居者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 成年後見制度の利用を支援します。

(2) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(3) 虐待防止のための指針の整備をし、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。また、従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(4) 施設サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

２０．身体的拘束について

施設は、原則として入居者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入居者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その際、「緊急性」「非代替性」「一時性」へ留意します。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録します。また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

２１．地域との連携について

運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図ります。

２２．施設利用の留意事項

(1) 故意または重大な過失によって、施設、設備を破損等した場合には、入居者が自己負担により現状に復するか、又は相当の代価を支払います。

(2)入居者に対する施設サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮をします。
(3)施設は、施設サービス提供契約の実施以外の営利行為、宗教勧誘を禁止します。
(4)施設内における他の入居者等に迷惑をかける等公序良俗に反する行為、宗教活動や営利行為についての勧誘行為は禁止とさせていただきます。
(5)社会通念を超えたと思われる苦情など双方の信頼関係を損壊する行為や、従業者に対する暴力、暴言、無理な要求、恐喝、物を投げつけるなどのハラスメント行為や、体を触る、手を握る、性的な言動、などのセクシャルハラスメント行為やストーカー行為は一切禁止とさせていただきます。また、従業者の個人情報を脅かす行為や従業者個人への金品の受け渡しにつきましても、一切禁止といたします。

利用料

○介護福祉施設サービス費【1日あたり】

1　介護保険給付で定められたサービス負担分

・介護福祉施設サービス費（Ⅰ）従来型個室

要介護１	５８９単位
要介護２	６５９単位
要介護３	７３２単位
要介護４	８０２単位
要介護５	８７１単位

・介護福祉施設サービス費（Ⅱ）多床室

要介護１	５８９単位
要介護２	６５９単位
要介護３	７３２単位
要介護４	８０２単位
要介護５	８７１単位

（入所時に加算されるもの　初期加算　　３０単位／日　入居日から30日以内
安全対策体制加算　　２０単位／１回　　）

・個別機能訓練加算（Ⅰ）	１２単位
・個別機能訓練加算（Ⅱ）	２０単位
・個別機能訓練加算（Ⅲ）	２０単位
・日常生活継続支援加算Ⅰ（従来型）	３６単位
・サービス提供体制強化加算Ⅰ	２２単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ	１８単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	１２単位

*日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しない。

・看護体制加算Ⅰ	４単位
・生活機能向上連携加算Ⅰ	１００単位
・生活機能向上連携加算Ⅱ	２００単位
・栄養マネジメント強化加算	１１単位
・夜勤職員配置加算Ⅰ	１３単位
・若年性認知症入居者受入加算	１２０単位
・経口移行加算	２８単位

*経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合

・経口維持加算Ⅰ	４００単位/月

*著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持する為の栄養管理を実施した場合

・経口維持加算Ⅱ	１００単位/月

*経口維持加算Ⅰを算定し、会議等に歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合

・療養食加算	６単位/回

*医師の指示せんに基づく療養食を提供する入居者

・看取り介護加算　＜死亡日４５日前から３１日前＞　７２単位
＜死亡日３０日前から４日前＞　１４４単位
＜死亡日の前日・前々日＞　６８０単位
＜死亡日＞　１２８０単位

*医師が終末期にあると判断した入居者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前 45 日を限度として、死亡月に加算します。

・再入所時栄養連携加算　２００単位／回
・精神科医療養指導加算　５単位
・認知症専門ケア加算Ⅰ　３単位
・認知症専門ケア加算Ⅱ　４単位
・科学的介護推進体制加算Ⅱ　５０単位／月
・外泊時費用　２４６単位

*入院及び外泊したときは、翌日から当該月６日間（当該外泊が月をまたがる場合には最大で１２日間）を限度として加算します。

・配置医師緊急時対応加算　３２５単位
・新興感染症等施設療養費　２４０単位/日
・介護職員処遇改善加算Ⅰ　月総単位数×１４．０％

２　居住費・食費【1 日あたり】

・居住費　個室　１，９００円
多床室　２人部屋　１，２００円
多床室　４人部屋　１，２００円
（契約期間中は入院・外泊にかかわらず負担となります）

・ 食費　２，８００円
・ 健康ドリンク　３５０円
・ スイーツ（ドリンク付）代　３８０円
・ その他のオプションサービス（レンタル）　別途
・ 理美容、新聞等の利用負担分　実費
・ テレビ、加湿器等（持ち込み家電料金）　別途
・ レクリエーションの材料費等　実費
・ 日常生活品等の購入費　実費

＊介護保険負担割合証が１割負担の方

計算式
１のうち利用した月総単位　・・・Ａ
２のうち利用した項目の月額　・・・Ｂ
（Ａ×地域単価　10.14 円×10%）＋Ｂ　＝ 入居者自己負担額

＊介護保険負担割合証が 2 割負担の方

計算式 １のうち利用した月総単位　・・・Ａ ２のうち利用した項目の月額　・・・Ｂ （Ａ×地域単価　10.14 円×20%）＋Ｂ　＝ 入居者自己負担額

＊介護保険負担割合証が 3 割負担の方

計算式 １のうち利用した月総単位　・・・Ａ ２のうち利用した項目の月額　・・・Ｂ （Ａ×地域単価　10.14 円×30%）＋Ｂ　＝ 入居者自己負担額

＊単位数での計算と金額（円）での計算では、国の基準計算方法（端数処理）により自己負担額に若干の誤差が発生します。

令和 6 年 4 月 1 日作成

入居契約書

＿（以下「入居者」という）と社会福祉法人あかね（以下「事業者」という）は、入居者が特別養護老人ホーム　銀の櫂（以下「当施設」という）における居室及び共用施設等を使用し生活すると共に、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（契約の目的）

事業者は介護保険法令の趣旨に従い、入居者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的とする。

第２条（契約の期間）

１　本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定期間までとする。但し、契約期間満了日以前に、入居者が要介護状態区分変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日を持って契約期間の満了日とする。

２　契約期間満了の７日前までに双方から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

３　前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとする。この更新後における契約期間中に入居者の要介護認定区分に変更があった場合の契約期間は、第１項但し書と同様の取扱とする。

第３条（当事業所の提供サービス）

１　介護保険給付対象サービス

① 入浴（または清拭：週２回）
② 排泄
③ 健康管理・日常生活自立への支援
④ 栄養管理

２　介護保険給付対象外サービス

① 食事、特別食（朝食：7：30～昼食：12：00～おやつ：15：00～夕食：18：00～）
② 複写物の交付
③ レクリエーション・クラブ活動にかかる材料費
④　日常生活品等の購入費
⑤　その他、入居者が希望するオプションサービス（健康ジュース・喫茶・ヘアカットなど）
⑥　居住費（個室・多床室：二人部屋、四人部屋）

第４条（利用料金）

1　入居者は要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める料金表に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとする。
2　介護保険料に未納がある場合には、自己負担が全額（１０割負担）になることがある。
3　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて入居者の負担額を変更する。
4　外泊については期間中、全食とらない日数分の食事に係る自己負担額は利用料金から差引くこととする。
5　サービス利用料金は１ヶ月ごとの請求とする。

第５条（契約の終了）

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスが利用できるが、下記事項に該当するに至った場合には、本契約は終了する。

①入居者が死亡した場合
②要介護認定により入居者の心身の状況が自立・要支援と判定された場合
③第６条に基づき、入居者から解約の申し出があった場合
④第７条に基づき、事業者から解約を申し出た場合

第６条（入居者からの契約解約）

1　契約の有効期間であっても、入居者から本契約を解約することができる。その場合には、契約終了を希望する１０日前までに事業者に指定の解約届出書を提出するものとする。
2　ただし以下の事項に該当する場合には、即時に契約を解約することができる。
① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 入居者が入院した場合

第７条（事業者からの契約解約）

事業者は、入居者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができる。

1　入居者が、本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行った場合。
2　入居者がサービス利用料金の支払を２ヶ月以上遅延した場合。
3　入居者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行った場合。
4　入居者の行動が他の入居者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす・重大な自傷行為等を繰り返す・ＡＤＬの著しい低下・医療行為の必要発生等、当施設の利用が困難と判断された場合。
5　入居者が他施設に入所もしくは介護療養型医療施設、介護医療院に入院した場合。
6　３ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約解除になる。この場合、原則的には当

施設への優先的な再入居はできない。

第８条（連帯保証人）

1　連帯保証人は、本契約から生じる入居者の利用料等の経済的な債務の一切を入居者と連帯して履行する責任を負う。ただし、その全部に係る連帯保証人の負担は、極度額 5,600,000 円を限度とする。

2　連帯保証人は、入居者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担、退居後の入居者の受入先を確保するなどの責任を負う。

3　入居者が入居中に死亡した場合、その遺体や残置品の引き取り等の処理については、連帯保証人がその責任で行う。また、入居者が死亡していない場合でも、本契約終了後、当施設に残された入居者の残置物を入居者自身が引き取れない場合には、連帯保証人がこれを引き取ることとする。引き取り等の処理にかかる費用については、入居者または連帯保証人が負担する。

4　連帯保証人が死亡した場合や破産宣告をうけた場合には、利用者または連帯保証人は、速やかに事業者に通知をしなければならず、この場合、利用者は、新たな連帯保証人をたてることとする。

5　連帯保証人は、本契約における入居者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを入居者より委任され、手続きを行うこととする。

6　連帯保証人から請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納額の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

第９条（入居者が病院等に入院された場合の対応）

1　１ヶ月につき 6 日以内（連続して７泊、複数の月にまたがる場合に 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができる。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金を負担する。

2　上記短期入院の期間を超える入院については、３ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができる。

〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部（外泊加算１月につき６日分）と居住費を負担する。外泊加算は月をまたがる場合、最大で連続 12 日分を上限とする。

なお、入居者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意を得て、かつ実際に活用があった場合には、所定の利用料金を負担する必要はない。

第１０条（意見調整等）

本契約または当施設の運営管理等その他入居者に関する一切の事項について、入居者の家族、その他の関係者間において異なる意見・要望がみられる場合、入居者または連帯保証人は、責任をもってこれを調整・統一するものとし、事業者はその責任を負わない。また、事業者が要望した場合、入居者または連帯保証人は、前記に係る調整結果等を書面にて事業者に対し通知するものとする。

2026 年 10 月 1 日改訂

個人情報の使用に係る同意書

私＿＿＿＿は、私自身及び連帯保証人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、収集を行うことに同意致します。

【利用期間】

介護サービス提供期間及び契約期間

【利用目的】

■介護計画書作成、ケアカンファレンス、職員会議、事例検討、学生の実習の実施のため

■居宅介護支援事業者、医療機関、介護サービス事業者、福祉事業者等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答のため

■利用の有無、利用時の様子に関する家族等への心身状況説明のため

■介護事故、緊急時等の報告のため

■介護保険事務（請求処理、会計処理等）

■損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

■行政等外部監査機関、評価機関等への情報提供

■上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

＜　以下の項目は任意　＞

(同意頂く際は、☑点をつけてください)

□　**ホームページ、ブログ、WEB、YouTube 、SNS（Instagram　tiktok　X　Facebook 等）、パンフレットなどでの写真・動画の使用**

個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外で使用いたしません。

また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結からサービス終了後においても第三者に漏らすことはございません。個人情報に関する基本方針に基づき取扱いを行います。

事業所は、下記項目に基づいて、双方確認の上、施設サービスの提供に同意し、契約します。本契約の成立を証として、本書の電磁的記録を作成し、入居者・事業者・連帯保証人合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

下記の内容について同意し、契約します。

☑ 入居契約書
☑ 重要事項説明書
☑ 個人情報の使用に関わる同意書

令和　　8　年　　月　　日

＜入居者＞

住所
氏名

＜連帯保証人＞

住所
氏名
入居者との関係

電話番号
携帯電話

本契約に対して電磁的記録に基づいて重要事項及び契約内容を説明しました。

事業所　　兵庫県姫路市網干区興浜 907-202
名　称　　介護老人福祉施設　銀の櫂

説明者　　＿＿＿＿＿＿